

丹波篠山市 協働ではじめる 環境・まち・みらいづくり補助金

環境からまちを良くする新しいチャレンジを応援します！

この補助金は、美しく豊かな環境が未来にわたって丹波篠山の魅力であり続けるために、行政だけでは気がつかない課題を、市民のみなさんのアイデアを活かして解決することを目的としています。新しいアイデアで環境課題を解決したり、さまざまな主体の協働で価値を生み出したりするチャレンジを資金面から応援します。

対象事業 市民団体などが実施する**環境からまちを良くする活動**

補助金額 補助対象経費について、**20万円までは全額**
(2年目以降は上限額に変更あり。団体構成員の日当・食糧費等は対象外)

申請期間 申請・相談は**随時受付**
(事業実施1か月前までに申請書を提出)

問合せ
申請先

丹波篠山市役所 環境みらい部 農村環境課

電話：079-552-5013 メール：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp



都市住民が参画した環境改善



山菜採りと獣害柵点検



放置された柿の収穫



竹粉碎機による竹林整備



竹炭

環境を
「守る」
まちづくりに
「活かす」

竹林整備と竹資源の利活用

休耕田の再生・利活用



休耕田の再生活動



休耕田のビオトップ利用

共同コンポストによる生ごみの堆肥化



地域で生ごみの分別回収



共同コンポスト

地域の環境課題の解決に向けてみんなで協力して取り組む活動、さらに環境を守るだけではなく、まちづくりに活かしていく活動を対象としています。こんな活動は対象になるのかな?など、お気軽にお問い合わせください!

対象とならない事業

- ・財産の形成、営利を主な目的とするもの
- ・特定の政治、宗教等に関連するもの
- ・単なる備品購入、施設整備で完結するもの
- ・単なるサークル活動や趣味的な活動を目的とするもの

補助対象となる経費

項目	補助対象経費
報償費	外部講師、協力者等の謝金 ※補助対象経費の1/2を上限とする
旅費	外部講師、協力者の交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費等 ※食糧費は、補助対象事業に不可欠とされるものに限る
役務費	広告費、通信運搬費、保険料、手数料
使用料及び賃借料	会場使用料、機械の借上料等
備品購入費	取得価格が1万円以上のもの ※補助対象経費の1/2を上限とする
その他経費	その他市長が必要と認める経費

対象とならない経費の例

- ・申請団体の構成員への謝金・旅費
- ・会議等での弁当・食事・お茶・お酒
- ・イベントの記念品・参加賞
- ・団体の運営に関する事務費などの経常的な経費（事務局経費、人件費の）ほか、電気代、光熱水費など経常的な経費と区分別できない経費も含む
- ・領収書がない等、用途が不明な経費 など

こんな活動が行われています!

○下流域と連携した里山・竹林整備とチップの利活用

活動内容の例
下流域住民との里山整備
木竹伐採とチップの利活用



○遊休農地を活用した養魚と水耕栽培の研究

活動内容の例
野菜作りと淡水魚養殖
鹿肉など地元素材の活用



○農業遺産の維持と活用、灰屋の修繕、焼土肥料の分析

活動内容の例
刈草を使った焼土づくり
焼土肥料の分析



○丹波畦師の育成 —持続的な里山へ—

活動内容の例
耕作放棄地の再生
堆肥や茅場の調査

